

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術 予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円 本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び

(税込み・配送料実費) 入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

令和元年 (2019年) 日 (水)

No. **15029** 1部377円(税込み)

発 行 所

一般財団法人 経済 産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル) 郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町 1 - 7 - 4 (MF天満橋ビル8階)[電話]06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト http://www.chosakai.or.ip/

#### 目 次

☆中国2018年知財に関する重要判例④ 商標権濫用の抗弁に関する考察………(1)

## 中国2018年知財に関する重要判例 ④

# 商標権濫用の抗弁に関する考察

―ユニクロ商標権侵害紛争事件―

林達劉グループ<sup>1</sup> 北京魏啓学法律事務所

著者:魏 啓学、李美燕、万莉麗

次 目

はじめに

- I 事件の概要
  - 1. 基本情報
  - 2. 事件の経緯
- Ⅱ 本事件の争点に関する判示

- 1. ユニクロ社、ユニクロ月星店によるイ号標 識を使用した行為が本件登録商標の専用権を 侵害したか
- 2. 指南針社、中唯社が本件登録商標を実際に 使用しているか、ユニクロ社、ユニクロ月星

## 医薬・化学・バイオの特許調査

知財情報センター

**1 0120-921-997** E-mail: ships@jaici.or.jp

**SHIPS** 

特許調査 **SHIPS** 



診断薬 遺伝子 細胞 抗体 農薬 化粧品 ポリマー フィルム 調査実績: 有機 EL 電池 半導体 液晶 無機物 機能性材料 他多数

店が賠償責任を負うべきか

- 3. 指南針社、中唯社の行為が商標権の濫用 に該当するか
- Ⅲ 商標権濫用の抗弁に関する考察
  - 1. 商標権濫用の行為を規制する関連の法律 規定
- 2. 商標権濫用の認定に関する要素 おわりに

#### はじめに

本事件は、「2018年知的財産権司法保護に係る10大判例」から選出されたものであり、最高裁判所知的財産紛争事件の年間報告(2018)の代表的な判例として選ばれたものでもある。本事件は、商標権を悪意に取得して行使する行為が権利濫用に該当するか否かに関するものである。最高裁判所は本事件において、信義則は全ての市場活動の参与者が遵守すべき基本原則であり、信義則に反して悪意に商標登録出願し、そして司法資源を利用して商標権により不正な利益を取得しようとする行為は、法律により保護されるものではない、と指摘している。筆者は、本事件の経緯及び争点について詳しく説明するとともに、ご参考までに、商標権濫用の行為を規制する法律規定及び商標権濫用の認定に関する要素を整理して検討する。

### I 事件の概要

#### 1. 基本情報

再審請求人(一審被告、二審上訴人): ユニクロ商貿有限公司

被請求人(一審原告、二審上訴人): 広州市指 南針展示服務有限公司

被請求人(一審原告、二審上訴人): 広州中唯 企業管理諮詢服務有限公司

一審被告、二審被上訴人:ユニクロ商貿有限公司上海月星環球港店 判決の情報

- 一審 上海市第二中等裁判所(2014)滬二中民 五(知)初字第149号民事判決書
- 二審 上海市高等裁判所 (2015) 滬高民三 (知) 終字第45号民事判決書

再審 最高裁判所(2018)最高法民再396号民 事判決書

#### 2. 事件の経緯

広州市指南針展示服務有限公司(以下、「指南針社」という)、広州中唯企業管理諮詢服務有限公司(以下、「中唯社」という)は、第10619071号登録商標(以下、「本件登録商標」という)の共有者であり、登録商標の専用権を共有する。当該登録商標は指定商品が第25類の服、履物、帽子であり、権利期間が2013年6月21日~2023年6月20日である。

指南針社は2004年7月20日に設立され、展示活動の企画、卸売や小売の貿易などを事業とする会社である。中唯社は2005年4月27日に設立され、商標代理、貨物輸出入などを事業とする会社であり、株主が林偉璇、黄雄偉である。

ユニクロ商貿有限公司(以下、「ユニクロ社」という)及びファーストリテイリング(中国)商貿有限公司(以下、「FRCN社」という)は、株式会社ファーストリテイリングが中国で設立した子会社であり、「ユニクロ」というブランドを共同経営している。両者はいずれも「SPA(自社ブランドを販売するアパレル専門店)」のビジネスモデルを採用し、それぞれ中国各地で専門店を開いている。

指南針社は2014年3月に、「天猫商城」及び各地の「ユニクロ」専門店で販売されているイ号商品に使用された標識が自社の登録商標の専用権を侵害した旨の警告状をユニクロ社、FRCN社に発し、侵害行為を止め、賠償を支払うよう求めた。その後、指南針社、中唯社は、ユニクロ社及びその傘下の子会社、FRCN社及びその傘下の子会社が本件登録商標の専用権を侵害したことを理由に、中国の多くの裁判所に提訴した。

本事件では、指南針社、中唯社は、ユニクロ社 及びユニクロ商貿有限公司上海月星環球港店(以 下、「ユニクロ月星店」という)が許諾なしに同種 の商品及びネットワークプロモーションに本件登